第1回 コンプライアンス研修会(公金等の取扱い)

- 1 学校徴収金の適正な取扱いについて(通知)、教職員の懲戒処分の指針の確認
- 2 セルフチェックシートによる公金の取扱い状況の確認事項(「はい」「どちらともいえない」「いいえ」)
 - ・「教職員の懲戒処分の指針(標準的な処分量定)」で示された公金等の不適正な取扱いをした 場合の処分を理解している。
- ・担当している会計の通帳や帳簿は整理しており、いつでも上司に見せることができる。
- ・納入業者とは、親密になり過ぎないように気を付けている。
- ・自分が管理すべき備品等の保管場所は知っており、整理、整頓もできている。
- ・公金や学校徴収金を一時的にでも個人的なことに流用したことはない。
- ・速やかに支払いし、手元に現金を置かないようにしている。
- ・集金からチェックまで、複数で会計事務をしている。
- ・単年度ごとに会計処理し、責任者の点検を受けて、残金は適正に処理している。
- ・業者に対して、違う品物の納品等を依頼していない。
- ・校費等の現金は速やかに金融機関に預金している。やむを得ない場合は机やロッカーではなく事務室等の金庫に保管している。 他

3 結果

全体で公金についての再確認し、チェックシートの内容全てにおいて不正がないことを確認できた。